

公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会 定 款

平成23年11月2日制定
平成29年 6月2日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることにより、不動産鑑定評価制度の発展と土地基本法の理念に則った公的土地区画整理事業を初めとする土地等の適正な価格の形成に寄与するとともに、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の鑑定評価等に関する普及啓発
- (2) 不動産の鑑定評価等に関する調査研究
- (3) 不動産の鑑定評価等に関する情報の収集提供
- (4) 国及び地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援
- (5) 不動産の鑑定評価等に関する研修会、講習会等の開催
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、兵庫県内の不動産鑑定業者の事務所に勤務し、若しくは兵庫県に

在住する不動産鑑定士（他の都道府県の不動産鑑定士協会に所属している者を除く。）で、この法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名及び会員の権利の停止）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によりこれを除名し、又は会員の権利を1年を超えない範囲で停止することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名又は会員の権利を停止すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その会員としての資格を喪失する。

- (1) 第5条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

（戒 告）

第11条 会員に、会員としてふさわしくない行為があったときは、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が理事会の同意を得て、これを戒告することがで

きる。この場合、当該会員に対し、あらかじめ理事会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名及び会員の権利の停止
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名及び会員の権利の停止
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会において別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、当該書面を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第8条に定める時までに提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、同項の副会長及び前項の常務

理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の議決により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(权限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雜 則

(委 任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は長谷川豊文、副会長は、小林照幸、足立英基とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成29年6月2日から施行する。
(第14条関係部分及び第21条第2項関係部分)